

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。

11月は児童虐待防止推進月間です。

虐待を受けたと思われる
子どもがいたら。

ご自身が出産や
子育てに悩んだら。

子育てに悩む
親がいたら。

児童相談所(全国共通ダイヤル)や市町村の窓口へ連絡・相談ください。

★児童相談所全国共通ダイヤル

0570-064-000

お住まいの地域の児童相談所に電話をおつなぎします。

※一部地域では使えないことがあります。

※PHSや一部のIP電話からはつながりません。

★地域の相談・連絡ダイヤル

鳥取県中央児童相談所

0857-23-1031

岩美町住民生活課

0857-73-1415

気づくのは
あなたと地域の
心の目



連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

児童虐待の定義は・・・

児童虐待とは、

【身体的虐待】	なく 殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、おぼ 溺れさせる など
【性的虐待】	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
【ネグレクト】	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、 重い病気になっても病院に連れて行かない など
【心理的虐待】	言葉によるおど 脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、 子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンス:DV) など

乳幼児揺さぶられ症候群

赤ちゃんを激しく揺さぶらないで

赤ちゃんがなにをやっても泣きやまないと、イライラしてしまうことは誰にでも起こり得ます。しかし、泣きやまないからといって、激しく揺さぶらないでください。赤ちゃんや小さな子どもが激しく揺さぶられたり、頭を叩かれたりするような大きな衝撃を与えられると、見た目にはわかりにくいですが、頭(脳や網膜)に損傷を受け、重い障害が残ったり、命を落とすこともあります。どうしても泣きやまない時は、赤ちゃんを安全な所に寝かせて、その場を少しの間でも離れ、まず自分をリラックスさせましょう。

